

問 1 (30 点)

国際連盟の理事会は「近代化されたヨーロッパ協調とも言うべき機関」と言われることがある。

(a) (15 点)

このように主張する立場は、連盟規約のどのような規定に根拠を置いていると考えられるか。理事会の任務、他の機関の役割、理事会と他の機関との関係に触れつつ説明せよ。連盟規約の条文番号を挙げる必要はない。

(b) (15 点)

この主張に賛成するかどうか、立場を明らかにして論拠を述べよ。

問 2 (70 点)

ベルギー破毀院（最高裁判所）の 2009 年 12 月 21 日判決では、以下の問題が扱われた。

【事実要旨】

原告 X は、国際機構たる西欧同盟(WEU)の職員であった。雇用関係が 2000 年 6 月に解消されたところ、X は WEU の内部手続により補償を求め、一定額の補償を得ることとなった。ところが、WEU の本部が所在するベルギー法によればより高い金額の補償を得ることが可能であったため、X は WEU を相手取り、補償を求めてベルギー裁判所に提訴した。

第一審裁判所（ブリュッセル労働裁判所）は、X の申立を受け容れ、差額分の支払いを WEU に命じた。WEU は控訴し、ベルギー裁判所における免除を主張した。ところが、労働控訴裁判所は、WEU に免除を認めることはヨーロッパ人権条約 6 条 1 項・市民的及び政治的権利に関する国際規約 14 条 1 項に定められている裁判を受ける権利に反するとして、免除を否定した。そこで、WEU は上告した。

【破毀院判決（抜粋・仮訳）】

国際機構への特権免除の付与は、当該国際機構が適切に機能するために不可欠である。したがって、国際機構の免除に関する規則は正当な目的を有する。したがって、

国際機構への免除付与が裁判を受ける権利を侵害すると常に言うことはできないが、個別具体的事情を検討する必要がある。

原審（労働控訴裁判所）は、WEUの内部手続は司法的性質のものであり、紛争処理の権限を有することは認めた。しかし、その上で、当該内部手続において判断を下す委員会の各委員はWEU構成国団により選任され、任期も2年と短いことから、当該委員会はWEUとの距離が十分に取れておらず、独立性に欠け、したがってそのような委員会による判断によっては、（免除を認めるとベルギー裁判所に訴えることができなくなることから生じる）裁判を受ける権利の侵害を正当化することはできない、とも述べた。

このような原審判決は法的に適切に理由づけられており、上告を棄却する。

この判決に対し、「このような判決は、国際機構の免除を無に帰してしまい、国家は介入したい放題になる」との批判が学説上寄せられている。破毀院判決の立場が国際法上正しいかどうか、議論せよ。

なお、「正しい」あるいは「誤っている」という結論それ自体は評価の対象としない。また、破毀院判決は、条約上認められる国際機構の免除と、同じく条約上認められる裁判を受ける権利とが抵触する場合、後者を優先しているが、本問への回答に関する限り、この優劣関係は所与のものとして論じること。

【資料 1】 ヨーロッパ人権条約 6 条 1 項（抜粋）

In the determination of his civil rights and obligations or of any criminal charge against him, everyone is entitled to a fair and public hearing within a reasonable time by an independent and impartial tribunal established by law.

【資料 2】 市民的及び政治的権利に関する国際規約 14 条 1 項（抜粋）

In the determination of any criminal charge against him, or of his rights and obligations in a suit at law, everyone shall be entitled to a fair and public hearing by a competent, independent and impartial tribunal established by law.

【資料 3】 西欧同盟の地位に関する条約（ベルギーは当事国） 4 条（抜粋）

The Organisation, its property and assets, wheresoever located and by whomsoever held, shall enjoy immunity from every form of legal process except in so far as in any particular case the Secretary-General, acting on behalf of the Organisation, may expressly authorise the waiver of this immunity.

以上